

タイトル

有害物質の基準超過について

ポイント

岐阜市北一色地内にて、クリーニング店が実施した土壌調査の結果、テトラクロロエチレンが基準を超えて検出されたため、周辺井戸水の調査を実施する。

詳細

1 概要

8月12日（金）岐阜市北一色のクリーニング店から、自らの事業地の土壌を調査したところ、基準超過のテトラクロロエチレンが検出されたとの報告がありました。

地下水保全条例第35条に基づき、これを公表し、周辺井戸水の調査を行います。

テトラクロロエチレン：ドライクリーニング等に使用される揮発性の液体  
人体に有害なため、土壌汚染対策法で特定有害物質に指定

項目	調査検体数	基準超過数	基準	調査結果
テトラクロロエチレン	12	1	0.01 mg/L 以下	0.012 mg/L

2 今後の対応

- ・井戸水調査は、市が、8月中下旬から順次行い、その調査結果を公表する。
- ・調査結果に応じて、事業地について、同法に基づく区域指定を行い、今後の適正管理を指導する。